

## 木造住宅 耐震診断 助成制度

市内の一定の条件を満たす木造住宅の耐震診断の費用の一部を予算の範囲内で助成します。

### ○助成対象住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、市内に存する木造 2 階建て以下の一戸建て住宅で、自ら居住の用に供している住宅。（店舗等の併用住宅は 1/2 以上居住用）  
特別な認定を受けた工法でないこと。

### ○助成対象者

助成対象住宅を所有する個人の方で公租公課を滞納していない方です。ただし、共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者の方です。

### ○助成金額

9万円を上限に、耐震診断費用の 10 分の 9 以内（千円未満の端数は切り捨て）  
なお、助成金の交付は、同一の住宅に対して 1 回限りとします。

※助成金の交付は、耐震診断完了後となります。今年度中に補助金交付を受けられるよう補助事業を完了させてください。

なお、耐震診断の結果、補助対象住宅の上部構造評点が 1.0 未満と診断された場合は必要な耐震改修工事を行なうよう努めてください。

## ◎耐震診断 助成手続きの流れ

### ●耐震診断士の選定 → 見積依頼

登録名簿は都市整備課窓口、五泉市ホームページで閲覧できます。

### ●助成金の交付申請

補助金交付申請書（様式第1号）で申請してください。

(1) 耐震診断に係る見積書の写し

(2) 対象住宅であることを証する書類の写し（所有者・建築年が確認できるもの）

・住宅の固定資産税の課税明細書又は評価証明書の写し

・住宅の登記簿謄本登又は登記事項証明書の写し                      など

### ●助成金交付決定

その内容を審査し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を送ります。

（交付しない場合にあっては補助金不交付決定通知書（様式第3号））

### ●耐震診断実施

耐震診断士と相談のうえ、耐震診断を実施してください。

### ●調査内容等

・現地調査は耐震診断士とその補助者1名以上で行います。

・目視調査や聴き取りで、破壊検査は行いません。

・筋交いの有無、柱、土台、基礎の状況を調べるため、床下や天井の点検口などから覗き、可能な範囲での調査となります。

・調査項目は建物の概要調査、基礎調査、経年劣化等です。

・建物の図面（確認申請書など準備願います）

・調査箇所の写真を撮影します。

### ●事業の変更申請・中止届

(1) 内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書（様式第4号）により、事前に承認を受けてください。

(2) 補助金の交付の決定後に事業を中止するときは、補助事業中止届（様式第6号）を提出してください。

### ●実績報告

補助事業実績報告書（様式第7号）を提出してください。

(1) 契約書及び領収書の写し

(2) 耐震診断書（診断士が耐震診断の結果をとりまとめた書類をいう。）の写し

### ●補助金額の確定

補助金確定通知書（様式第8号）を送ります。

### ●助成金請求

補助金交付請求書（様式第9号）で請求してください。

### ●助成金交付

指定口座に助成金を振り込みます。

## 木造住宅 耐震改修 助成制度

市内の一定の条件を満たす木造住宅の耐震改修の費用の一部を予算の範囲内で助成します。

### ○助成対象住宅（耐震診断助成事業と同じ）

昭和56年5月31日以前に建築された、市内に存する木造2階建て以下の一戸建て住宅で、自ら居住の用に供している住宅。（店舗等の併用住宅は1/2以上居住用）特別な認定を受けた工法でないこと。

### ○助成対象者（耐震診断助成事業と同じ）

助成対象住宅を所有する個人の方で公租公課を滞納していない方です。ただし、共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者の方です。

### ○助成金額

#### (1)耐震改修工事（上部構造評点を1.0以上にする改修工事）

65万円を上限に、補助対象経費の3分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）

#### (2)部分耐震改修工事（次のア・イのいずれかに該当する改修工事）

40万円を上限に、補助対象経費の3分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）

ア 耐震診断の結果0.7未満と診断された木造住宅の上部構造評点を0.7以上まで向上させる工事

イ 耐震診断の結果0.7未満と診断された就寝の用に供する部屋が1階のみに所在する木造住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上まで向上させる工事

#### (3)追加耐震改修工事

（部分耐震改修を行った住宅で、上部構造評点を1.0以上にする追加改修工事）

25万円を上限に、補助対象経費の3分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）

補助対象経費は耐震診断士が監理を行う次に掲げる経費です。

- 耐震改修工事費
- 耐震改修工事を行うために必要な壁などの撤去、復旧等に要した工事費
- 耐震設計費、工事監理費

※助成金の交付は、耐震改修完了後となります。今年度中に補助金交付を受けられるよう補助事業を完了させてください。

## ◎耐震改修 助成手続きの流れ

### ●助成金の交付申請

補助金交付申請書（様式第1号）で申請してください。

(1)見積書の写し

(2)対象住宅であることを証する書類で次のいずれかの写し

- ・住宅の固定資産税の課税明細書又は評価証明書の写し
- ・住宅の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し など

(3)耐震診断報告書の写し

(4)耐震改修工事計画書の写し

※木造住宅耐震診断助成制度を利用された方は(2)(3)の添付を省略できます

### ●助成金交付決定

その内容を審査し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を送ります。

（交付しない場合にあっては補助金不交付決定通知書（様式第3号））

### ●耐震改修実施

交付決定通知後、耐震改修工事を実施してください。

### ●事業の変更申請・中止届

(1) 内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書（様式第4号）により、事前に承認を受けてください。

(2) 補助金の交付の決定後に事業を中止するときは、補助事業中止届（様式第6号）を提出してください。

### ●実績報告

補助事業実績報告書（様式第7号）を提出してください。

(1) 契約書及び補助対象経費に相当する領収書の写し

(2) 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後の写真(撮影場所を明らかにした図面等を含む。)

(3) 耐震診断士が補助対象工事中的の内容を確認した監理状況報告書

### ●補助金額の確定

市職員が現地を確認した後、補助金確定通知書（様式第8号）を送ります。

### ●助成金請求

補助金交付請求書（様式第9号）で請求してください。

### ●助成金交付

指定口座に助成金を振り込みます。